

第56回 個人型年金規約策定委員会次第

令和4年8月4日

国民年金基金連合会

議 事

1 議 案

- (1) 令和3年度 個人型確定拠出年金 事業報告書（案）
- (2) 令和3年度 国民年金基金連合会決算（案）[確定拠出年金事業経理]

2 報告事項

- (1) 個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項
- (2) 指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

個人型年金規約策定委員会 委員一覧

(令和4年8月4日現在)

	氏名	役職
委員	いがらし 五十嵐 かつや 也	日本商工会議所理事
委員	こばやし 小林 つかさ 司	日本労働組合総連合会 総合政策推進局生活福祉局長
委員	すずき 鈴木 ゆり 里	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー 弁護士
委員	たか 高 かせ 瀬 こうめい 明	共同通信社客員論説委員
委員長	つ 井 つい 義 しょう 郎	京都文教大学総合社会学部特任教授
委員	なが 長 ぬま 沼 けんいちろう 建 一 郎	法政大学社会学部教授
委員	はら 原 かな 子	株式会社 TIMコンサルティング取締役
委員	まつもと 松 本 やすゆき 康 幸	一般社団法人全国銀行協会理事
	まつした 松 下 むつみ 睦	国民年金基金連合会理事長

(50音順)

第1号議案

令和3年度 個人型確定拠出年金事業報告書(案)

個人型確定拠出年金に関する事業状況

1 iDeCo の実施機関としての事業の実施

個人型確定拠出年金(iDeCo)の実施機関として、加入者の資格確認や掛金の拠出限度額管理・収納等の事務を的確に実施した。

特に、①オンライン化・システム化の更なる推進、②年金制度改正法等の実施に向けた事務構築等の推進、③事務処理体制の強化・基盤整備及び各種事務の着実な実施、④iDeCoに関する啓発・広報及び更なる加入推進に取り組んだ。

※ 加入者等の状況 (令和4年3月31日現在)

加入者	2,387,772 人
①第1号加入者	269,866 人
②第2号加入者	2,015,130 人
(うち企業年金なし)	(1,213,769 人)
(うち企業年金あり)	(284,567 人)
(うち共済組合員)	(516,794 人)
③第3号加入者	102,776 人
④3年度新規加入者	526,311 人
⑤3年度加入者資格喪失者	77,583 人
⑥3年度加入者増加	448,728 人
運用指図者	789,096 人
①3年度新規運用指図者	172,074 人
②3年度運用指図者資格喪失者	86,464 人
③3年度運用指図者増加	85,610 人
登録事業所	646,237 事務所

2 オンライン化・システム化の更なる推進

iDeCo におけるオンライン化・システム化の更なる推進に取り組んだ。

(1) 加入手続等のオンライン化の実施

加入申出書・移換申出書のオンライン提出については、令和4年3月末時点で20運営管理機関が利用しており、利用は拡大している。控除証明書再発行申請等の届出書については、令和3年10月からオンライン化を実施した。また、第2号加入者の届出についても、オンライン化の検討を推進し令和4年度からの実施を予定している。

(2) 年金制度改正法等の実施に向けたシステム開発等の推進

令和2年5月の年金制度改正法の成立や同年12月の税制改正大綱の決定を受け、iDeCo の加入可能年齢の引上げや、企業型確定拠出年金(企業型 DC)と iDeCo の同時加入の要件緩和、DB(確定給付型)の掛金相当額も含めた拠出限度額管理・iDeCo 拠出限度額引上げ等の制度改正事項について、厚生労働省や関係者と連携し、実施に向けて事務フロー、システム開発等に係る検討や対応を推進した。

3 年金制度改正法等の実施に向けた事務構築等の推進

年金制度改正法等による制度改正事項の実施に向けた事務構築・システム開発を推進するとともに、手数料水準に係る検討に取り組んだ。

(1) 年金制度改正法等の実施に向けた事務構築・システム開発等の推進

令和2年5月の年金制度改正法の成立や同年12月の税制改正大綱の決定を受け、以下の制度改正事項について、厚生労働省や関係者と連携し、実施に向けて事務フロー、システム開発等に係る検討や対応を推進するとともに、手数料水準の検証・改定等に係る検討にも取り組んだ。

- ① iDeCo の加入可能年齢の引上げ
- ② 企業型 DC と iDeCo の同時加入の要件緩和

③ DB(確定給付型)の掛金相当額も含めた拠出限度額管理・iDeCo 拠出限度額引上げ

④ iDeCo の受給開始時期の拡大

⑤ 終了した確定給付企業年金(DB)からのポータビリティの確保

⑥ 帰国する外国人に対する脱退一時金の支給

⑦ 事業主証明や第2号加入者の届出の廃止を含めた効率化

※ ④は令和4年4月、①、⑤及び⑥は同年5月、②は同年10月から実施。⑦のうちオンライン化による効率化は令和4年度に実施。③の実施時期及び⑦の廃止時期は令和6年12月。

(2) 手数料水準に係る検討の推進

手数料水準の検証・改定等について、令和2年5月成立の年金制度改正法等の実施のためのシステム開発経費等、デジタル改革の推進等新たな要因も加味して、引き続き検討を推進することとした。

4 事務処理体制の強化・基盤整備及び各種事務の着実な実施

事務処理センター、コールセンター等の事務体制の強化・基盤整備に取り組むとともに、iDeCo プラスや第2号加入者の届出に係る事務、自動移換者対策等を着実に実施した。

(1) 事務処理センターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、体制整備や、モニタリング、連絡調整等を実施するとともに、各種手続等のオンライン化に取り組んだ。

また、事務処理センターと運営管理機関等コールセンターの業務を統合することにより、業務の効率化を図った。

(2) コールセンターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、控除証明書発送後を含めた業務増への体制整備を行うとともに、モニタリング、連絡調整等の取組を推進した。

また、加入者等コールセンターと運営管理機関等コールセンターに分離し、業務の重点化等を行うことにより、効率化を図った。

(3) 運営管理機関等との連携推進

加入者等への窓口対応や、運用商品の提示、加入記録管理等の事務を担う運営管理機関等に対し、実務上の留意点の周知や業務面の情報提供を行うとともに、事務取扱要領等の必要な改善を行い、密接な連携の下で事務の円滑な実施を推進した。

また、iDeCo の加入可能年齢の引上げ等の制度改正事項の実施に向けた事務構築・システム開発においても、運営管理機関等の意見も踏まえてつづ帳票の改正を実施するなど、適切に連携した。

※ 運営管理機関等の状況 (令和4年3月31日現在)

運用関連運営管理機関	157 機関
記録関連運営管理機関	4 機関
事務委託先金融機関	5 機関
特定運営管理機関	1 機関

(4) iDeCo プラスに係る事務の実施

iDeCo プラスに係る事務について、実施事業主数や加入者が増加していることから、事務処理の一部を事務処理センターに委託することにより、業務の効率化を図った。

※ iDeCo プラス実施事業所数

4,254(令和4年3月31日現在)

(5) 第2号加入者の届出に係る事務の実施

第2号加入者の届出について、事業主回答のオンライン化により、令和4年度からの联合会での一元実施を図るためにシステム開発を実施した。また、令和3年度において、記録関連運営管理機関(RK)等と連携して本事務を着実に実施した。

(6) 自動移換者対策の実施

企業型 DC の普及に伴い増加する自動移換者に対応し、企業型・個人型への連合会からの移換戻しを行う仕組みを適切に活用するとともに、自動移換時及び年1回の手続勸奨通知を行う等により、自動移換者対策を着実に実施した。

※ 自動移換者等の状況 (令和4年3月31日現在)

自動移換者(管理資産額)	1,083,116 人 (※) (2,587 億 5,200 万円)
①3年度新規自動移換者(資産額)	135,899 人 (506 億 9,100 万円)
②3年度企業型・個人型移換戻し 件数(資産額)	45,480 人 (294 億 5,500 万円)
③3年度死亡一時金件数(金額)	596 件 (8 億 1,100 万円)
④3年度脱退一時金件数(金額)	1,340 件 (2 億 2,800 万円)
⑤3年度 70 歳裁定件数(金額)	690 件 (1 億 6,700 万円)
⑥3年度自動移換者増加(資産額)	87,793 人 (192 億 4,300 万円)

※うち資産額0円の者(加入記録のみ管理) 475,444 人(43.9%)

5 iDeCo に関する啓発・広報及び更なる加入推進

更なる加入推進等のため、啓発・広報活動を推進した。

(1) iDeCo 公式サイトの充実

iDeCo 公式サイトについて、若い世代等に向けた動画コンテンツを新たに制作するとともに iDeCo の加入年齢の引き上げ等の制度改正事項を反映したマンガ、アニメ等のコンテンツ改修を行った。また、2022 年の制度改正の概要ページを作成するなど iDeCo 公式サイトの充実を図った。

(2) 確定拠出年金普及・推進協議会の枠組みを活用した普及活動

iDeCo の実施主体である連合会と制度の担い手である金融機関が連携して iDeCo の普及に取り組むという、確定拠出年金普及・推進協議会・幹事会の枠組みを活用して、地方の金融機関と共催でのオンラインセミナーを

5 回実施した。また、連合会単独でのオンラインセミナーも 1 回開催した。

(3) 企業年金連合会と連携した投資教育の推進

企業年金連合会と連携し、継続投資教育のための特設サイトを作成し、令和3年12月に公開するとともに、iDeCo ライブセミナーを実施するなど投資教育を推進した。また、当該サイトの認知度の向上を図るため、Web による広報を実施した。

(4) iDeCo の認知度・理解度向上のための更なる取組

iDeCo 公式パンフレットや iDeCo プラスのパンフレット等の改訂版の運営管理機関への提供や、加入希望者専用コールセンター(iDeCo ダイヤル)の運営、国民年金基金の啓発・広報と連携した取組等を実施した。

個人型確定拠出年金事業の概況（令和4年3月末現在）

第56回規約策定委員会

第1号議案 参考資料

令和4年8月4日

個人型確定拠出年金事業の概況 （令和4年3月末現在）

1 加入者数等

① 加入者等（カッコ内は対前年同期比）

（単位：人）

加入者	加入者					第3号加入者	運用指図者	自動移換者
	第1号加入者	第2号加入者	企業年金なし	企業年金あり	共済組合員			
2,387,772 (123.1%)	269,866 (124.4%)	2,015,130 (122.3%)	1,213,769 (122.0%)	284,567 (124.4%)	516,794 (121.9%)	102,776 (137.9%)	789,096 (112.2%)	1,083,116 (108.8%)

② 新規加入者等（カッコ内は対前年同期比）

（単位：人）

	新規加入者		新規運用指図者		合計	
令和元年度累計	404,984	(103.2%)	135,050	(121.8%)	540,034	(107.3%)
令和2年度累計	437,509	(108.0%)	149,194	(110.5%)	586,703	(108.6%)
令和3年度累計	526,311	(120.3%)	172,074	(115.3%)	698,385	(119.0%)

③ 新規自動移換者（カッコ内は対前年同期比）

（単位：人）

令和元年度累計	151,322	(112.9%)
令和2年度累計	143,590	(94.9%)
令和3年度累計	135,899	(94.6%)

【参考：電子申請による加入状況】

（単位：人）

令和4年3月分合計		電子申請分	
新規加入者	48,460	5,195	10.7%
新規運用指図者	15,374	1,853	12.1%

（注） 電子申請に対応している運営管理機関は20社。

2 加入者の掛金額分布・平均（毎月定額拠出）

（単位：人）

掛金額	合計	加入者					第3号加入者
		第1号加入者	第2号加入者	企業年金なし	企業年金あり	共済組合員	
10,000円未満	398,277	57,376	314,343	212,823	42,338	59,182	26,558
10,000円～	977,256	53,847	904,398	245,055	226,233	433,110	19,011
15,000円～	58,324	8,389	47,067	46,633	434		2,868
20,000円～	778,861	37,080	690,224	682,268	7,956		51,557
25,000円～	3,748	3,748					
30,000円～	20,114	20,114					
35,000円～	2,436	2,436					
40,000円～	5,297	5,297					
45,000円～	1,560	1,560					
50,000円～	13,629	13,629					
55,000円～	1,056	1,056					
60,000円～	3,437	3,437					
65,000円～	55,542	55,542					
人数計（注）	2,319,537	263,511	1,956,032	1,186,779	276,961	492,292	99,994

（注） 加入者の掛金分布・平均（毎月定額拠出）の人数は、年単位拠出の届出をしている加入者数を除いている。

【参考：年単位拠出】（カッコ内は年単位拠出届出率）

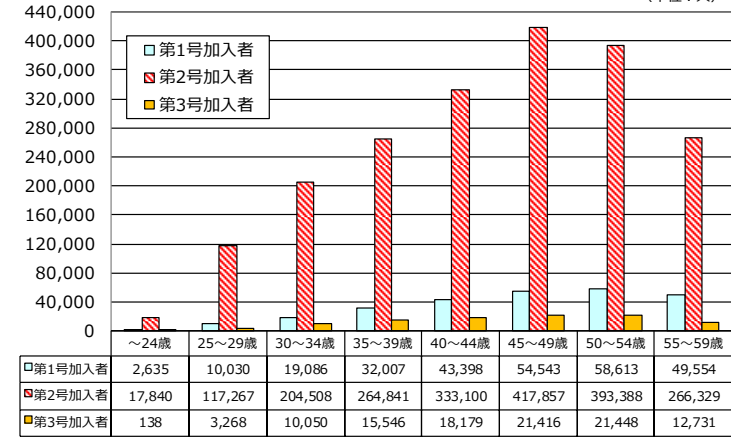
（単位：人）

合計	加入者					第3号加入者
	第1号加入者	第2号加入者	企業年金なし	企業年金あり	共済組合員	
68,235 (2.86%)	6,355 (2.35%)	59,098 (2.93%)	26,990 (2.22%)	7,606 (2.67%)	24,502 (4.74%)	2,782 (2.71%)

3 加入者の分布状況

① 年齢別分布

（単位：人）



② 男女別分布

（単位：人）

男	女	計
1,394,048 (58.4%)	993,724 (41.6%)	2,387,772 (100.0%)

③ 運営管理機関業態別加入者等

（単位：機関、人）

業態	機関	加入者	運用指図者	合計	シェア
都市銀行	4	373,290	204,290	577,580	18.2%
地方銀行	47	178,045	57,175	235,220	7.4%
信用金庫	67	32,822	7,800	40,622	1.3%
労働金庫	13	229,206	20,342	249,548	7.9%
信用組合	0	0	0	0	0.0%
証券	8	1,186,754	178,099	1,364,853	43.0%
生命保険	6	41,186	92,946	134,132	4.2%
損害保険	3	246,552	104,499	351,051	11.1%
専業会社等	6	86,699	122,333	209,032	6.6%
投信会社	3	13,218	1,612	14,830	0.5%
計	157	2,387,772	789,096	3,176,868	100.0%

4 登録事業所

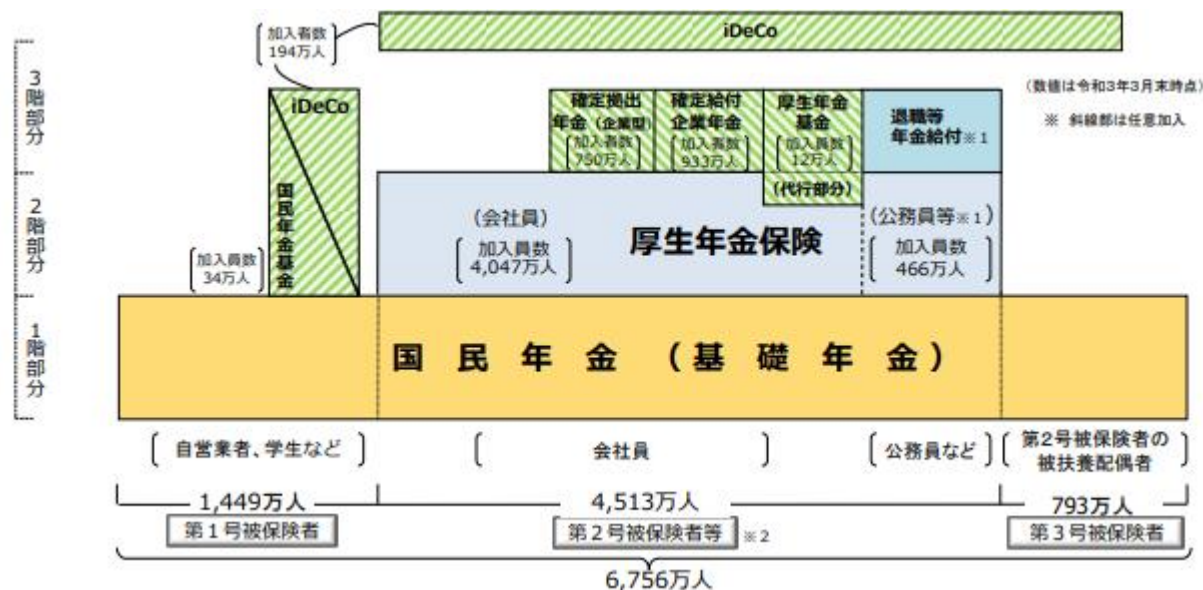
646,237事業所

5 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス） （ 中小事業主掛金の拠出対象予定者

4,254 事業所
26,788 人

iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者等について

	2018年3月時点 (新規加入者は4月～3月累計)	2019年3月時点 (新規加入者は4月～3月累計)	2020年3月時点 (新規加入者は4月～3月累計)	2021年3月時点 (新規加入者は4月～3月累計)	2022年3月時点 (新規加入者は4月～3月累計)	2022年6月時点 (新規加入者は4月～6月累計)
第1号加入者	120,144人 (うち新規加入者44,516人)	148,326人 (うち新規加入者40,246人)	177,857人 (うち新規加入者41,357人)	216,848人 (うち新規加入者51,209人)	269,866人 (うち新規加入者69,928人)	281,826人 (うち新規加入者17,078人)
第2号加入者	710,381人 (うち新規加入者383,446人)	1,024,319人 (うち新規加入者337,459人)	1,331,649人 (うち新規加入者347,832人)	1,647,649人 (うち新規加入者364,821人)	2,015,130人 (うち新規加入者426,922人)	2,121,319人 (うち新規加入者117,645人)
第3号加入者	23,198人 (うち新規加入者16,592人)	37,392人 (うち新規加入者14,733人)	53,308人 (うち新規加入者15,795人)	74,547人 (うち新規加入者21,479人)	102,776人 (うち新規加入者29,461人)	109,750人 (うち新規加入者7,396人)
第4号加入者	—	—	—	—	—	1,677人 (うち新規加入者1,671人)
計	853,723人 (うち新規加入者444,554人)	1,210,037人 (うち新規加入者392,438人)	1,562,814人 (うち新規加入者404,984人)	1,939,044人 (うち新規加入者437,509人)	2,387,772人 (うち新規加入者526,311人)	2,514,572人 (うち新規加入者143,790人)
登録事業所	323,579事業所	404,074事業所	482,399事業所	559,260事業所	646,237事業所	667,837事業所



出所：厚生労働省ホームページ
「年金制度基礎資料集」より一部抜粋

○ 既に、制度改正が施行された主な事項

- ① 令和2年10月に施行
 - ・ iDeCoプラス（中小事業主掛金納付制度）の対象事業主の拡大
- ② 令和4年4月に施行
 - ・ iDeCoの受給開始時期の拡大（iDeCoの受給開始の上限年齢を75歳に引き上げ）
- ③ 令和4年5月に施行
 - ・ 加入可能年齢の拡大
 - ・ ポータビリティの改善（終了したDBからiDeCoへの年金資産の移換の実施）
 - ・ 脱退一時金の受給要件の見直し

○ 今後、制度改正が施行される事項

① 企業型DC（企業型確定拠出年金）とiDeCoの同時加入の要件緩和（令和4年10月施行）

（現行）企業型DC加入者がiDeCoに加入できるのは、現行は労使合意に基づく規約の定めがある企業に限定。

（改正後）規約の定めがなくてもiDeCoに加入できるように改善を図る。

具体的には、企業型DCの事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理の仕組みを構築し、DC（確定拠出年金）全体の拠出限度額（月額5.5万円）から企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲（月額2万円以内）で、企業型DCとiDeCoに同時加入できるようにする。 ※ 上記の「5.5万円」、「2万円」は、企業型DCとDB（確定給付型）に加入している場合はそれぞれ2.75万円、1.2万円となる。

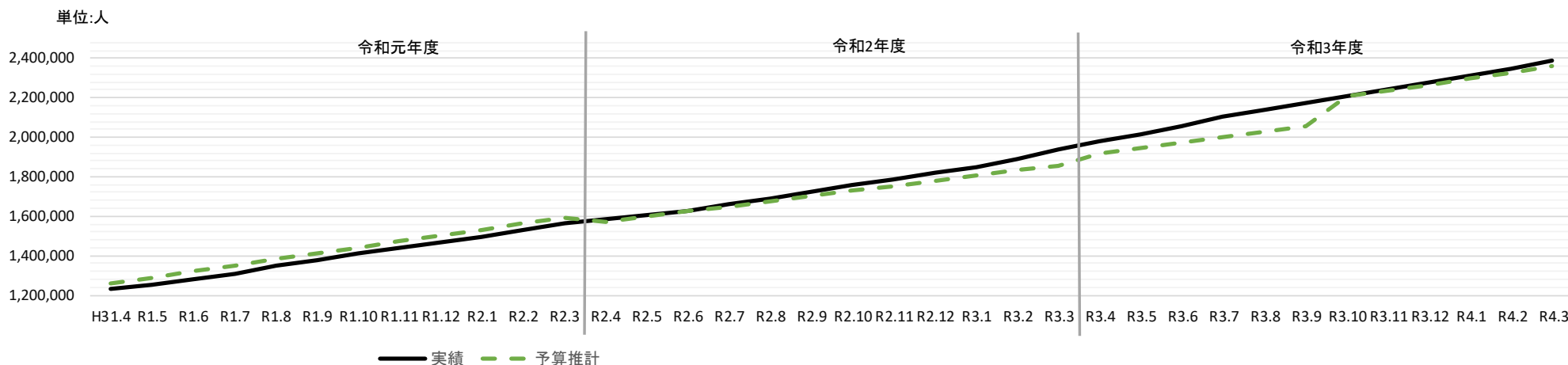
② DB（確定給付企業年金）加入者のiDeCo拠出限度額の引上げ（令和6年12月施行）

（現行）DB加入者のiDeCo拠出限度額は月額1.2万円

（改正後）DB加入者のiDeCo拠出限度額は月額2万円に引き上げ。

ただし、DC全体の拠出限度額（月額5.5万円）からDBの掛金相当額と企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲とする。

1 加入者の推移及び見込み件数(令和元年度～令和3年度)



(1) 加入の状況

① 令和3年度の新規加入者は、月平均約43,900人、令和2年度月平均約36,500人、前年度比120.3%となっている。

② 新規加入者の令和3年度の内訳は以下の通り。

- ・ 第1号加入者 13% (11%)
- ・ 第2号加入者(企業年金なし) 49% (50%)
- ・ 第2号加入者(企業年金あり) 13% (14%)

※カッコ内は令和2年度

- ・ 第2号加入者(共済組合員) 19% (20%)
- ・ 第3号加入者 6% (5%)

(2) 中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)の状況

令和2年10月に制度を実施可能な従業員規模を100人以下から300人以下に拡大したことにより、実施事業所の月平均件数が増加(令和3年度131社/令和2年度102社)しており、前年度比128.4%となっている。

(参考)実施事業所の状況

年度	実施事業所	(中小事業主掛金の拠出対象予定者)
令和2年度	2,687事業所	(17,007人)
令和3年度	4,254事業所	(26,788人)

2 事務処理センター・コールセンターの状況

(1) 事務処理センターの処理状況

単位：件

令和3年度(a)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和3年度平均
		166,974	136,751	173,081	152,649	146,883	131,448	137,376	150,491	159,904	154,526	162,792	186,493
令和2年度(b)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和2年度平均
		127,205	114,984	130,347	119,532	124,807	130,547	135,679	132,062	152,762	140,092	139,171	179,458
前年同月比 (a)/(b)	131%	119%	133%	128%	118%	101%	101%	114%	105%	110%	117%	104%	114%

事務処理誤り等 月平均発生件数 (※)	令和3年度(c)	発生率
		16
	令和2年度(d)	発生率
		28

(※) 令和3年8月以降は事務処理センター起因による事務処理誤りに計上基準を変更。

(2) コールセンターの状況

単位：件

→R3.7月コールセンター機能分け開始

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和3年度平均
入電件数(A)	20,829	18,065	15,772	13,077	12,822	11,868	15,723	22,664	16,340	13,208	11,927	14,516	15,568
前年同月比	105%	47%	136%	125%	131%	100%	72%	83%	100%	98%	40%	66%	80%
受電件数(B)	12,110	10,980	11,949	12,265	12,320	11,636	15,373	22,067	15,864	12,777	11,586	14,202	13,594
前年同月比	150%	182%	130%	132%	141%	115%	94%	109%	119%	128%	103%	111%	121%
受電率(B/A)	58%	61%	76%	94%	96%	98%	98%	97%	97%	97%	97%	98%	-

3 利便性向上や効率化の取組

- 令和3年1月より、加入申出書と移換依頼書について、オンラインでの受付を開始。令和3年度は17運営管理機関追加(累計20運営管理機関)。
- 令和3年7月からコールセンターを運営管理機関用コールセンターと加入者等・事業所用コールセンターに分割し、運営管理機関用コールセンターは事務処理センターと統合させ、対応の効率化を実現(上述)。運営管理機関用コールセンターと事務処理センターは現行事業者が運営するとともに、加入者等・事業所用コールセンターは令和3年7月より新事業者において運営を開始。

1 企業型DCとiDeCoの同時加入の要件緩和に向けた周知及び広報

令和4年10月に企業型DCとiDeCoの同時加入の要件が緩和されることから、パンフレット・チラシ等の改訂、iDeCo公式サイト等のWebを活用した広報等を通じ、制度改正事項の周知・広報に取り組む。

(令和3年度における取り組み)

※ iDeCoの加入年齢の引上げ等の制度改正事項の啓発・広報のため、iDeCo公式サイトでの改修を実施。

※ iDeCo公式サイトでの充実を図るため、若い世代に向けた新たな動画コンテンツを作成。

2 iDeCoの認知度・理解度向上のための更なる取組

・パンフレット、チラシ等の運営管理機関等への配付や、国民年金基金の普及啓発・広報と連携した取組等を行う。

・確定拠出年金普及・推進協議会・幹事会の枠組みを活用したiDeCoのオンラインセミナーのほか、中小事業主に向けたiDeCoプラスのオンラインセミナーの実施等を通じ、iDeCo及びiDeCoプラスの認知度・理解度の向上のための取組を行う。

(令和3年度における取り組み)

※ 福岡県、長崎県、青森県周辺の在住者を対象にiDeCoのオンラインセミナーを実施するとともに、在住地域を限定しないオンラインセミナーも実施。

※ 福岡県については、西日本シティ銀行、福岡銀行、長崎県については、十八親和銀行、青森県については、みちのく銀行、青森銀行とそれぞれ共催し実施。

3 企業年金連合会と連携した投資教育の動画の周知・広報の実施

iDeCo加入者等への投資教育を委託した企業年金連合会が作成したiDeCoの投資教育動画の周知・広報を行うとともに、当該動画を活用した継続投資教育を実施する。

(令和3年度における取り組み)

※ 連合会がiDeCoの投資教育について業務委託を行った企業年金連合会が、「動画で学ぶiDeCo特設サイト」を作成し、令和3年12月20日から公開。

iDeCoオンラインセミナーについて

これまでの取組

- 令和2年度から本協議会・幹事会の枠組みの下で、金融機関・団体と連合会の分担・連携により、地方セミナーをオンラインで実施。
- 令和2年度及び令和3年度の実績は、下表のとおり。

	令和2年度	令和3年度
対象者	福岡県、宮城県の在住者を対象	福岡県、長崎県、青森県の近隣在住者を対象
共催金融機関	福岡県：西日本シティ銀行、福岡銀行（2行で1回） 宮城県：東北労働金庫	福岡県：西日本シティ銀行、福岡銀行 長崎県：十八親和銀行 青森県：みちのく銀行、青森銀行 ※1回は、国民年金基金連合会のみで、在住地域を限定せずに実施。
回数	2回	6回
視聴者	195名	759名
アンケート結果	・今後加入したい 40.6% ・加入を検討したい 39.1%	・今後加入したい 30.8% ・加入を検討したい 65.1%
講演内容	第1部：iDeCoの基礎知識（確定拠出年金部長） 第2部：資産運用の基礎（山崎俊輔氏） 第3部：疑問解消Q&A	第1部：iDeCoの基礎知識（確定拠出年金部長） 第2部：iDeCoの加入のメリットと運用（八木陽子氏） iDeCoの加入のメリットと将来設計（山崎俊輔氏） 第3部：疑問解消Q&A

令和4年度の取組予定

- 2年間の実績により、今後加入したい、加入を検討したいとした方が多数おられることから、iDeCoの加入促進に向けて一定の成果があったと考える。
- 令和4年度においても、iDeCoオンラインセミナーは引き続き実施する。一方で、新たにiDeCoプラスオンラインセミナー及びiDeCoと国民年金基金との合同セミナーも開催する予定。

1. 2022年の制度改正の概要ページを制作(1)

2022年の制度改正について

2022年の制度改正の概要

改正の趣旨

より多くの人により長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、2020年6月に年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布されその一環として確定拠出年金法の一部が改正された。

改正の概要

iDeCo加入者・運用指図者・加入希望の方向け、事業主様向けにご参考となる資料（手続き方法等）もあわせて末尾に掲示いたします。

<2022年4月1日から>

- iDeCoの老齢給付金の受給開始時期の選択肢が広がります。

受給開始時期の上限が 70歳 ⇒ 75歳に延長

iDeCoの老齢給付金の受給開始時期を60歳（加入者資格喪失後）から75歳までの間で、ご自身で選択できるようになります。

<2022年5月1日から>

- iDeCoに加入できる年齢の要件などが拡大されます。

新たに下記の方がiDeCoに加入できるようになります。

- ▶ 会社員・公務員など（国民年金第2号被保険者）で60歳以上65歳未満※の方
- ▶ 国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方
- ▶ 国民年金に任意加入している海外居住の方

※公的年金の加入期間が120月に満たない等、国民年金第2号被保険者であれば65歳以上も加入可能

> iDeCoのご案内

> 2022年の制度改正について

> 業務状況

> 規約・届書様式

> リンク集

> iDeCoのロゴとキャラクター

> 個人型年金規約策定委員会

> 個人情報・特定個人情報の保護について

2022年制度改正の概要について

制度改正の概要について



トップページに
リンクボタンを設置

2022年4月1日
公開

2022年の制度改正について

<資料等はこちらから>

iDeCo加入者・運用指図者・加入希望の方へ

掲示日/更新日	概要	ご参考資料(PDF)
2020.6.15	令和4(2022)年5月からiDeCoの加入者・運用指図者の方への資料です	iDeCoの加入者・運用指図者の方へのチラシ
2020.6.15	令和4(2022)年5月からiDeCoの受給を検討されている方への資料です	iDeCoの受給を検討されている方へのチラシ

事業主様へ

掲示日/更新日	概要	ご参考資料
2022.1.17	令和4(2022)年からiDeCo 制度改正の内容の資料です	事業主様へのお知らせ
2022.4.5	令和4(2022)年4月から企業型DC実施事業所様へ事業所の事前登録の資料・届書です	事業主様へのお知らせ 事業所登録申請書等

2022年4月1日
公開

2.若い世代等へ向けたiDeCoの動画、カンタン勉強会動画でわかるiDeCoを制作(1)

運営管理機関一覧 | よくあるご質問 | 用語集 | お問い合わせ | English | 文字拡大

iDeCo公式サイト

Google 検索

iDeCo公式サイトは、iDeCo（個人型確定拠出年金）の実施機関である国民年金基金連合会が運営しています。

▼ iDeCoってなに? | ▼ iDeCoをはじめよう | ▼ 加入者の方へ | ▼ 転職・退職された方へ | ▼ 事業主の方へ | ▼ ライブラリ

トップ > 動画・マンガでわかるiDeCo

動画・マンガでわかるiDeCo

カンタン勉強会
動画でわかるiDeCo ↓

アニメでわかるiDeCo ↓

マンガでわかるiDeCo ↓

パンフレット・チラシ ↓

カンタン勉強会 動画でわかるiDeCo

2022年制度改正対応版！

Vol.1
年金制度における
iDeCoの位置づけと役割

Vol.2
iDeCoの仕組みとメリット

Vol.3
iDeCoのはじめかた



※ 画面の設定変更で、字幕入りの動画もご覧になります。
※ 動画については、配布・貸与とは行っておりません。ご利用の際はインターネット環境のもとでご活用下さい。
※ 当動画は2022年制度改正に対応した内容になっております。2022年10月1日施行の内容まで含まれていることにご留意ください。

iDeCo公式サイト

3月1日公開
SNS広告で1.4万人を
誘致

若い世代等へ向けたiDeCoの動画、カンタン勉強会動画でわかるiDeCoを制作 (2)

iDeCo公式サイト

みんなはどう思う？カンタン

iDeCo

勉強会

登場人物の紹介



かねとし
勉強会主催者の金年さん
ファイナンシャルプランナー

※この動画の登場人物の設定は架空のものであり、実在の人物・団体とは一切関係ありません。

iDeCo加入者



いであ
会社員 井出さん

金年先生の勉強会の古株。勤め先に企業型確定拠出年金はないが、確定給付年金には加入している。老後を楽しみたいが長寿の家系で老後の生活費が不安。元々資産運用には興味があつてiDeCoに加入。



かくた
個人事業主 確田さん

金年先生の勉強会の古株。元会社員で、勤め先は企業型確定拠出年金を含め企業年金はなかった。現在は独立して個人事業主。会社員の時に厚生年金と貯金だけでは老後に不安を感じて、22歳で結婚を機にiDeCoに加入。妻と子供1人。

iDeCo未加入者



みか
専業主婦 未加さん

資産運用には興味があるが、運用知識に自信がなく、踏み出せない。ただ、買い物でのポイント集めをはじめ、定期預金などで日々の積立に励んでいる。夫は、企業型確定拠出年金に加入しており、iDeCoにも加入したいと考えているが、勤め先の企業型確定拠出年金の規約で現在は入れない。夫と子2人。



これだ
会社員 此田さん

入社5年目。会社の業務にも慣れて忙しい日々を過ごしている。勤め先に企業型確定拠出年金などの企業年金がなく、老後資産に若干の不安はあるが、厚生年金でなんとかなると思っている。一方で普段は定期預金をしているが、ほとんど資産が増えておらず資産運用の必要性は考えているものの、忙しい上に、運用知識に自信がない。

主に20~30代に向けて
豊富な図表を使用して
アニメと差別化

3.アニメ・マンガも2022年制度改正対応版を制作

アニメでわかるiDeCo

2022年制度改正対応版！



Vol.1

老後について考えよう。



Vol.2

iDeCoを知ろう



Vol.3

金融機関を選ぼう



Vol.4

運用商品の種類を知ろう



Vol.5

運用商品を選ぼう



Vol.6

年金をいつ・いくら
もらえるのか知ろう



Vol.7

iDeCoお申し込みまでの流れ

マンガでわかるiDeCo

2022年制度改正対応版！



1. 老後について、考えよう。

📄 閲覧数: 207,414 回
📄 登録数: 207,414 回



2. iDeCoを知ろう。

2. iDeCoを知ろう。

📄 閲覧数: 207,414 回
📄 登録数: 207,414 回



3. 金融機関を選ぼう。

3. 金融機関を選ぼう。

📄 閲覧数: 207,414 回
📄 登録数: 207,414 回



4. 運用商品の種類を知ろう。

📄 閲覧数: 207,414 回
📄 登録数: 207,414 回



5. 運用商品を選ぼう。

📄 閲覧数: 207,414 回
📄 登録数: 207,414 回



6. 年金をいつ・いくら
もらえるのか知ろう。

📄 閲覧数: 207,414 回
📄 登録数: 207,414 回



7. iDeCo
お申し込みまでの流れ。

📄 閲覧数: 207,414 回
📄 登録数: 207,414 回



マンガでわかる！
個人型確定拠出年金iDeCo

マンガでわかるiDeCo
巻頭(PDF)ダウンロードはこちら

※本マンガは2022年制度改正に対応した内容になっております。2022年10月1日発行の内容で表示されていることにご留意ください。

4. 2022年の制度改革に対応したパンフレット等を制作

iDeCoパンフレット・チラシ

2022年制度改革対応版！

(2022年5月施行分まで)



パンフレット

- [パンフレット閲覧用\(PDF:約2.4 MB\)](#)
- [パンフレット印刷用\(PDF:約4.1 MB\)](#)
- [パンフレット印刷用\(冊子版※\)\(PDF:約5.8 MB\)](#)

※冊子の作り方：A3用紙などで両面(短辺縦じ)印刷した2枚を、表紙を下にして重ねて2つ折りにします。



チラシ

- [チラシ閲覧・印刷用\(PDF:約1.8 MB\)](#)

4. iDeCo+ (イデコプラス) 関係資料



- [チラシ閲覧・印刷用\(PDF:約1.7 MB\)](#)



- [パンフレット閲覧用](#)
- [パンフレット印刷用\(PDF:約3.4 MB\)](#)

○ iDeCo+ 導入ガイド (PDF)



- [導入ガイド閲覧用](#)
- [導入ガイド印刷用\(PDF:約3.3 MB\)](#)
- [導入ガイド印刷用\(冊子版※\)\(PDF:約3.1 MB\)](#)

※冊子の作り方：A3用紙などで両面(短辺縦じ)印刷した2枚を、表紙を下にして重ねて2つ折りにします。

※導入ガイドで必要とされている押印は、原則不要です。
(金融機関届出印は押印が必要です。)

会員サイトにて、
2022年2月末から
順次
運営管理機関向け
パンフレット等を
公開

iDeCo+ は新たに
公開

5. iDeCoオンラインセミナー特設サイト（2022年6月末まで）

iDeCo公式サイト

トップ > iDeCoオンラインセミナー

iDeCo オンラインセミナー

「分からない」が、「なるほど!」に。

iDeCo

オンラインセミナー2022

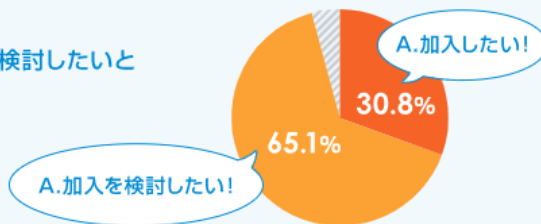
国民年金基金連合会は、iDeCo（個人型確定拠出年金）広報事業の一環として、iDeCoの基本的知識から加入のメリット、運用の基礎知識などの理解を深めていただくためのオンラインセミナー（後援：厚生労働省）を開催しました。

セミナー動画を期間限定公開中！

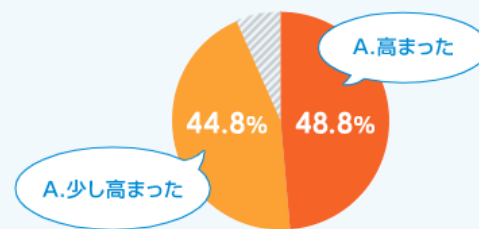
※公開は2022年6月末まで（予定）

速報！ セミナーアンケート結果

セミナーに参加されて、
今後iDeCoへの加入を検討したい
と思いましたが



セミナーに参加されて、
「iDeCo」への興味は
どの程度高まりましたか



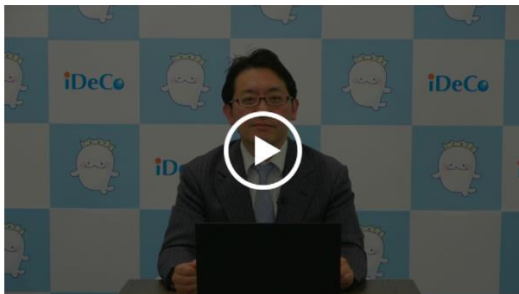
疑問解消Q&A

法律面から海老部長が答える！

疑問解消Q & A
法律面から海老部長が答える！

2022年3月1日公開

iDeCoの加入のメリットと将来設計

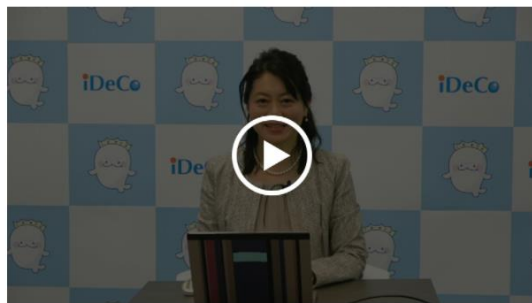


講師：フィナンシャル・ウイズダム代表 投資教育家
山崎 俊輔（やまさき・しゅんすけ）

確定拠出年金を中心とした企業年金制度と投資教育が専門。企業年金連合会では税制改正要綱や確定拠出年金制度の実態ハンドブック編纂に携わった。日本年金学会に所属し「DC法改正がもたらす事後資産形成への影響と課題」を報告（2019年度）。2017年2月からは、厚生労働省の確定拠出年金の運用に関する専門委員会委員を務めた。
近著に『日本版FIRE入門』がある。フィナンシャル・プランナーとしての執筆、講演多数。

フィナンシャル・プランナー 企業年金コンサルタント

iDeCoの加入のメリットと運用の基本



講師：(株)イー・カンパニー代表取締役
八木 陽子（やぎ・ようこ）

子供から大人まで分かりやすく「お金」「ライフプラン」「キャリア」を伝える。金融商品は一切販売しない立場から、一貫して、顧客に寄り添う「マネープラン」「キャリアプラン」を提供している。文部科学省指定の教科書（平成29年度高等学校家庭科）において、日本のフィナンシャルプランナーとしてインタビュー記事が掲載。
著書や監修本は「10歳から知っておきたいお金の心得」「お金の貯め方」など多数。

フィナンシャル・プランナー キャリアコンサルタント

1.2022年2月にiDeCoオンラインセミナーを全6回開催

主催：国民年金基金連合会

後援予定：厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

オンラインセミナー2022

「分からない」が、「なるほど！」に。

iDeCo

全国にお住いの皆さまを対象に
iDeCoオンラインセミナーを開催します。

資産形成に対する関心が高まる中、将来の生活を支える柱である公的年金を補う役割として注目を浴び、加入者を伸ばしているiDeCo(個人型確定拠出年金)。iDeCoの基礎知識から加入のメリット、運用の基本など、iDeCoの理解を深めていただくためのお時間をご提供します！

参加無料

先着**300名**
(事前申し込み制)

セミナーを受講し、アンケートにご協力いただいた方には、粗品*をプレゼント！

*セミナー開催直後と、1～2週間後に改めて予定しておりインターネットによる事後アンケート(別途ご案内)の料2回分のアンケートにご回答いただく必要がございます。



開催方法：WebでのZoomを使用したオンライン開催となります。

お申込みされ当選された方に、ご視聴URLを事前に連絡し、当日にメールでご案内いたします。

※申込締切：2022年2月19日(土)13時までにお申込みください。

A. Webによる申込み

スマートフォンやタブレット等から右のQRコードを読み取るか、下記のアドレスから専用フォームにアクセスし、必要事項を入力して送信してください。

<https://select-type.com/e/?id=a4dwE9UQ48k>

*お申込みの際にお預かりいたしましたメールアドレスなどの個人情報につきましては、当セミナーの開催目的以外には使用いたしません。

B. メールによる申込み

メール本文に入力項目①～④を記入し、送信してください。(タイトルには、「iDeCoオンラインセミナー全国」と記入)

【送信先】 iDeCo@scope-inc.co.jp (申込専用)

【入力項目】 ①お名前 ②参加者メールアドレス ③お住いの県名 ④(任意)講師への質問があればご記入ください。

2022年2月20日(日) 開演 13:00-14:00 (予定)

※当日は開演30分前からアクセスできます。 ※予定終了時刻を必ずご確認ください。

プログラム

第1部 iDeCoの基礎知識講座

講師：海老 敬子 | 国民年金基金連合会 確定拠出年金部長

iDeCoの基礎知識について、iDeCo実施機関の担当者からわかりやすく解説します。

第2部 iDeCoの加入のメリットと運用の基本

講師：八木 陽子

iDeCoのメリットを生かした運用の「基本」をわかりやすく解説します。

*開催内容が変更になることがあります。

第3部 疑問解消Q&A

皆様のご質問・疑問にお答えします。

講師 (株)イー・カンパニー 代表取締役

八木 陽子 (やぎ・ようこ)

ファイナンシャル・プランナー

キャリアコンサルタント

子供から大人まで分かりやすく「お金」「ライフプラン」「キャリア」を伝える。金融商品は一切販売しない立場から、一貫して、顧客に寄り添う「マネープラン」「キャリアプラン」を提供している。文部科学省検定の教科書(平成29年度高等学校卒業教科)において、日本のファイナンシャルプランナーとしてインタビュー記事が掲載。著書や監修本は「10歳から知っておきたいお金の心得」「お金の貯め方」など多数。

オンラインセミナーの情報発信中

TwitterとFBもチェック ▶ [@ideco_npfa](https://twitter.com/ideco_npfa) [@ideco.npfa](https://www.facebook.com/ideco.npfa)

※このチラシについてのお問い合わせは、iDeCo@scope-inc.co.jpまで。(メールのみでの対応となります。)

全6回 定員各300名
うち、5回は地方にて
地元金融機関と共催
(登録者：約1400名
参加者：約760名)

当日及び2週間後の
追跡アンケートを実施

1. 企業年金連合会制作 動画で学ぶiDeCo特設サイト(1)

iDeCo公式サイト

[運営管理機関一覧](#) | [よくあるご質問](#) | [用語集](#) | [お問い合わせ](#) | [アプリについて](#) | [English](#) | [文字拡大](#)

Google 検索

iDeCo公式サイトは、iDeCo（個人型確定拠出年金）の実施機関である国民年金基金連合会が運営しています。

[iDeCoってなに？](#) | [iDeCoをはじめよう](#) | [加入者の方へ](#) | [転職・退職された方へ](#) | [事業主の方へ](#) | [ライブラリ](#)



ミライのために、いま知ろう iDeCo
動画で学ぶiDeCo特設サイト

お知らせ

[加入者向け！iDeCoライブ配信セミナーを開催します。](#)

[令和2年の確定拠出年金制度改正に伴う注意点【制度改正】](#)

ミライのために、
いま知ろう iDeCo

動画で学ぶ
iDeCo特設サイト



リンクボタンも
設置

ミライ君がiDeCoのこと、資産運用のこと、将来の年金のことを解説します！
(企業年金連合会の外部サイトへ移動します。)

2021年4月に
継続的な投資教育を
企業年金連合会にも
委託開始

2021年12月20日
特設サイトを公開

企業年金連合会制作 動画で学ぶiDeCo特設サイト (2)



動画で学ぶiDeCo特設サイト

[お知らせ](#)

[iDeCoとは?](#)

[動画](#) ▾

[用語集](#)

動画で学ぶiDeCo特設サイトは、iDeCo(個人型確定拠出年金)の実施機関である国民年金基金連合会からの業務委託を受けて、企業年金連合会が運営しています。

ミライのために、いま知ろう

iDeCo

動画で学ぶiDeCo特設サイト



40歳代までの方 >

50歳代以上の方 >

加入前の方 >

国民年金基金連合会が
SNS広告で
3万人を誘致

40歳代までの方

50歳代以上の方

加入前の方

40歳代までの方向け動画

1. お金の管理をしよう

2. 金融の知識をつけよう

3. ライフプランを考えよう

4. iDeCo残高を確認しよう

5. 公的年金や他の制度からもらえる金額を把握しよう

6. 老後にいくら用意すればよいか把握しよう

7. iDeCoのしくみを知らう

8. 資産運用の基本

9. 運用商品のしくみ～前編～

10. 運用商品のしくみ～後編～

11. iDeCoのコスト

12. これから行うこと

40歳代及び、
受給開始前の50歳代
向けのほか、
未加入者向けまで

各5-8分の動画視聴後
に、確認テストも用意

2.企業年金連合会によるオンラインセミナー開催



iDeCoをはじめてみたものの…よく分からないという方へ

- ・積み立て額がこれでいいかわからない
- ・商品選びがこれでいいかわからない という疑問にお答えします

iDeCo ライブ配信セミナー

日時

2022年3月12日(土)

13:00~14:00(質疑応答含む)

参加無料
先着 500名

開催方法

Webでのオンライン開催(Webex Events使用)

講師

大江 加代

企業年金連合会 調査役 1級DCプランナー



申込方法 申込締切:3月9日(水)まで

1. Webによる申込み



左のQRコードを読み取るか、下記のアドレスから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。

<https://forms.gle/nNYMchKo3BvbQQfp6>

2. メールによる申込み

本文に以下の①~③を記入し、送信してください。

【送信先】 kikaku-ka@pfa.or.jp

【タイトル】 3月12日iDeCoセミナー

【入力項目】 ①メールアドレス、②氏名、③iDeCo加入年数

- *1 お申込みの際にお預かりしたメールアドレスなどの個人情報につきましては、当セミナーの開催目的以外には使用いたしません。
- *2 受講方法等の詳細については、後日ご入力いただいたメールアドレスあてにご案内いたします。
- *3 新型コロナウイルス感染症の影響により、内容を変更または中止させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
- *4 このセミナーは、国民年金基金連合会からの委託を受けて、企業年金連合会が実施するものです。



お問い合わせ・お申込み

企業年金連合会 確定拠出年金推進室 TEL:03-5401-8712 MAIL:kikaku-ka@pfa.or.jp

2022年3月12日には、
加入者を対象とした
iDeCoライブ配信
セミナーを開催

第2号議案

令和3年度 国民年金基金連合会決算(案)

[確定拠出年金事業経理]

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日 現在)

【確定拠出年金事業経理事業会計】

資 産 勘 定				負 債 勘 定					
科 目		当 年 度		前 年 度	科 目		当 年 度		前 年 度
大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額	決 算 額	大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額	決 算 額
		円	円	円			円	円	円
流 動 資 産		34,762,671,811	8,529,873,217	26,232,798,594	流 動 負 債		34,261,534,422	8,580,770,924	25,680,763,498
	預 貯 金	34,658,324,629	8,462,182,304	26,196,142,325		未 払 金	1,936,678,515	1,358,900,789	577,777,726
	未 収 金	40,465,028	8,255,143	32,209,885		仮 受 金	31,986,089,707	7,005,535,423	24,980,554,284
	未 収 消 費 税	59,117,928	59,117,928	0		未 払 消 費 税	0	△ 22,583,266	22,583,266
	前 払 金	4,764,226	317,842	4,446,384		1年内返済予定長期借入金	338,000,000	239,000,000	99,000,000
						預 り 金	766,200	△ 82,022	848,222
固 定 資 産		2,849,781,366	1,154,033,606	1,695,747,760	引 当 金				
	建 物 及 び 工 作 物	35,003,772	△ 1,785,240	36,789,012		引 当 金	54,399,032	12,885,352	41,513,680
	器 具 及 び 備 品	19,362,600	518,650	18,843,950					
	電 話 加 入 権	33,600	0	33,600	固 定 負 債		2,270,830,941	807,466,557	1,463,364,384
	ソ フ ト ウ ェ ア	1,225,188,227	△ 414,892,971	1,640,081,198		長 期 借 入 金	2,249,691,000	819,400,000	1,430,291,000
	ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	1,570,193,167	1,570,193,167	0		長 期 未 払 金	21,139,941	△ 11,933,443	33,073,384
基 本 金		3,069,137,048	595,264,882	2,473,872,166					
	繰 越 不 足 金	2,473,872,166	455,026,307	2,018,845,859	基 本 金				
	当 年 度 不 足 金	595,264,882	140,238,575	455,026,307		基 本 金	4,094,825,830	878,048,872	3,216,776,958
計		40,681,590,225	10,279,171,705	30,402,418,520	計		40,681,590,225	10,279,171,705	30,402,418,520

【財務諸表作成の基礎】

本財務諸表等は、厚生労働大臣に提出してその承認を受けるために、国民年金法、国民年金基金令、国民年金基金規則、確定拠出年金法、確定拠出年金法施行令、確定拠出年金法施行規則、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令、国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて、及び国民年金基金連合会財務及び会計規程（以下、「会計規程等」という。）に準拠して作成されている。

会計規程等においては、一部の事項について国民年金基金連合会特有の処理が採用されており、これらについては、重要な会計方針に記載されている。

【重要な会計方針】

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用している。

なお、耐用年数は以下のとおりである。

建物及び工作物 8～18年

器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

連合会利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっている。

2. 固定資産の会計処理

(1) 取得時の基本金への繰入処理

厚生省年金局から国民年金基金連合会理事長あて通知（平成4年8月4日年発第3955号）「国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて」第11に定める別記勘定科目説明に従い、有形無形資産取得時に取得価額相当額を損益計算書に「繰入金」として費用計上するとともに、同額を貸借対照表の「基本金」に計上している。

(2) 除売却時の基本金戻入処理

厚生省年金局から国民年金基金連合会理事長あて通知（平成4年8月4日年発第3955号）「国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて」第11に定める別記勘定科目説明に従い、有形無形固定資産の除売却時に取得価額相当額を貸借対照表の「基本金」から取崩すとともに、同額を損益計算書に「雑収入」として収益計上している。なお、ソフトウェアについては、償却期限到来時に当該基本金を取り崩している。

3. 退職手当引当金

役職員の退職給付に備えるため、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

・手数料収入

確定拠出年金法第2条第5項に規定する個人型年金を実施する者として、個人型年金規約第140条により、個人型年金の実施に必要な自らの事務に係る手数料を徴収している。当該収益における主な履行義務は、加入者等の勘定を開設し、記録を管理、掛金の収納及びこれに付随する事務サービスを提供することであり、加入時及び掛金収納時においてサービスを履行する義務を負っており、当該履行義務は、加入時及び掛金収納時においてサービスを充足したものととして収益を認識している。

5. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 資産除去債務

「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成24年5月17日）は適用していない。

(2) 消費税の処理方法

消費税の処理方法は、税込方式によっている。

【会計方針の変更】

（収益認識に関する会計基準等）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとした。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過措置に従っており、これによる繰越不足金の当期首残高および当事業年度の損益に与える影響はない。

なお、消費税の処理方法については、引き続き「税込方式」を採用することとしている。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

引当金に含まれる有形固定資産の減価償却累計額 16,147,032円

（リースにより使用する固定資産）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している事務機器等については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料

1年内	53,861,100円
1年超	125,625,828円
計	179,486,928円

（金融商品の時価等）

1. 金融商品の状況に関する事項

当連合会では、積立金運用以外の資金運用については、定期預金及び短期的な預金等の安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行借入による方針である。未収債権については、国民年金基金連合会の財務及び会計規程に基づいて管理している。また、未収債権の主なもの、現存加入員の手数料であり、掛金から徴収されるため信用リスクはない。長期未払金を除く未払債務については、1年以内の支払期日である。長期未払金は設備投資に係る債務であり固定金利によっている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、それぞれ次のとおりである。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預貯金	34,658,324,629	34,658,324,629	-
資産計	34,658,324,629	34,658,324,629	-
(1) 未払金	1,936,678,515	1,936,678,515	-
(2) 長期借入金	2,587,691,000	2,587,691,000	-
負債計	4,524,369,515	4,524,369,515	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預貯金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

負債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)

変動金利によるもののみであり、短期間で市場金利を反映し、また、当連合会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。

(収益認識関係)

収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針】4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日 現在)

【確定拠出年金事業経理特定業務会計】

資 産 勘 定					負 債 勘 定				
科 目		当 年 度		前 年 度	科 目		当 年 度		前 年 度
大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額	決 算 額	大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額	決 算 額
流動資産		258,808,579,870	19,247,269,063	239,561,310,807	特定管理資産		258,808,579,870	19,247,269,063	239,561,310,807
	預貯金	256,370,629,933	18,526,716,992	237,843,912,941		委託先管理資産	556,577,763	4,365,624	552,212,139
	未収金	2,437,949,937	720,552,071	1,717,397,866		特定管理資産	258,252,002,107	19,242,903,439	239,009,098,668
計		258,808,579,870	19,247,269,063	239,561,310,807	計		258,808,579,870	19,247,269,063	239,561,310,807

※未収金は、特定運営管理機関が管理する資産である。

損 益 計 算 書

（ 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日 ）

【確定拠出年金事業経理特定業務会計】

費 用 勘 定					収 益 勘 定				
科 目		当 年 度		前 年 度	科 目		当 年 度		前 年 度
大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額	決 算 額	大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額	決 算 額
交 付 金		円	円	円	納 付 金		円	円	円
	特定業務交付金	0	0	0		特定業務納付金	0	0	0
計		0	0	0	計		0	0	0

【財務諸表作成の基礎】

本財務諸表等は、厚生労働大臣に提出してその承認を受けるために、国民年金法、国民年金基金令、国民年金基金規則、確定拠出年金法、確定拠出年金法施行令、確定拠出年金法施行規則、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令、国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて、及び国民年金基金連合会財務及び会計規程（以下、「会計規程等」という。）に準拠して作成されている。

会計規程等においては、一部の事項について国民年金基金連合会特有の処理が採用されており、これらについては、重要な会計方針に記載されている。

【重要な会計方針】

1. 財務諸表作成のための重要な事項

消費税の処理方法は、税込方式によっている。

【注記事項】

(金融商品の時価等)

1. 金融商品の状況に関する事項

当連合会では、積立金運用以外の資金運用については、定期預金及び短期的な預金等の安全性の高い金融資産で運用する方針である。未収債権については、国民年金基金連合会の財務及び会計規程に基づいて管理している。未収債権は、自動移換者の年金原資であり翌年4月に徴収されるため、信用リスクは僅少である。特定管理資産は、確定拠出年金法第83条に基づく個人別管理資産の移換金である。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、それぞれ次のとおりである。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預貯金	256,370,629,933	256,370,629,933	-
(2) 未収金	2,437,949,937	2,437,949,937	-
資産計	258,808,579,870	258,808,579,870	-
(1) 特定管理資産	258,252,002,107	258,252,002,107	-
負債計	258,252,002,107	258,252,002,107	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預貯金

満期のない預貯金であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

負債

(1) 特定管理資産

決算日に移換等の手続きがなされた場合の移換等の金額（帳簿価額）を時価とみなしている。

令和3年度
財務諸表の付属明細書
[確定拠出年金事業経理]

I. 財務諸表の附属明細書

1. 主な資産および負債の明細

(1) 繰越金等の明細

確定拠出年金事業経理事業会計

単位：円

科目	前年度末残額(1)	当年度		決算計上額 ((1) + (2) - (3))	摘要 (当年度不足金)
		増加額(2)	減少額(3)		
繰越不足金	2,018,845,859	455,026,307	0	2,473,872,166	595,264,882

(2) 引当金の明細

確定拠出年金事業経理

単位：円

科目	(1) 前年度残額	当年度		(4) 決算計上額 ((1) + (2) - (3))	摘要
		(2) 増加額	(3) 減少額		
退職手当引当金	29,066,800	9,185,200	0	38,252,000	
減価償却引当金	12,446,880	4,240,228	540,076	16,147,032	
合計	41,513,680	13,425,428	540,076	54,399,032	

(3) 未収金、未払金および預り金等の明細

確定拠出年金事業経理

単位：円

科 目	金 額	摘 要	備 考
未 収 金	40,465,028	手数料収入	40,465,028
未 収 消 費 税	59,117,928	令和3年度消費税	59,117,928
前 払 金	4,764,226	前払家賃等	4,764,226
預 り 金	766,200	住民税預り金	766,200
未 払 金	1,936,678,515	時間外手当	1,101,687
		特別手当	14,974,272
		消耗品費	73,676
		厚生費	30,708
		通信運搬費	11,270,120
		雑役務費	15,713,966
		借料損料	277,852
		印刷製本費	1,606,374
		光熱水料	414,994
		社会保険料負担金	3,775,365
		賃金・社保事業主分	74,513
		賃金	163,852
		電算関係費	90,080,706
		プログラム作成費	1,582,426,972
		長期未払金	11,933,443
業務委託費	202,466,202		
支払利息	283,368		
立替金	10,445		
仮 受 金	31,986,089,707	3月収納掛金等	31,986,089,707

2. 固定資産の取得および処分並びに減価償却費の明細

(1) 固定資産の取得および処分

確定拠出年金事業経理事業会計

単位：円

科 目	(1) 前年度繰越資産額	当 年 度		(4) 年度末資産額 ((1) + (2) - (3))	(5) 減価償却引当額	(6) 現 在 価 値 ((4) - (5))	摘 要
		(2) 増 加 額	(3) 減 少 額				
建物及び工作物	36,789,012	0	1,785,240	35,003,772	7,324,264	27,679,508	
器具及び備品	18,843,950	518,650	0	19,362,600	8,822,768	10,539,832	
電話加入権	33,600	0	0	33,600	-	33,600	
ソフトウェア	1,640,081,198	347,397,534	762,290,505	1,225,188,227	-	1,225,188,227	
ソフトウェア 仮 勘 定		1,570,193,167	0	1,570,193,167	-	1,570,193,167	
合 計	1,695,747,760	1,918,109,351	764,075,745	2,849,781,366	16,147,032	2,833,634,334	

確定拠出年金事業経理特定業務会計

単位：円

	特 定 管 理 資 産
前年度繰越資産額	239,561,310,807
当 年 度 増 加	19,247,269,063
当 年 度 減 少	0
年 度 末 資 産 額	258,808,579,870

(2) 減価償却費明細

確定拠出年金事業経理事業会計

単位：円

科 目	(1) 取 得 価 格	(2) 当 年 度 償 却 額	(3) 償 却 額 累 計	(4) 当 年 度 末 残 高 ((1) - (3))	(5) 償 却 累 計 率 ((3)/(1)) %	摘 要
建物及び工作物	35,003,772	2,194,560	7,324,264	27,679,508	20.92%	
器具及び備品	19,362,600	2,045,668	8,822,768	10,539,832	45.57%	
ソフトウェア	2,470,232,689	581,760,338	1,245,044,462	1,225,188,227	50.40%	
合 計	2,524,599,061	586,000,566	1,261,191,494	1,263,407,567	49.96%	

3. 費用および収益の明細

役員および職員の給与費の明細

単位：円

経理区分	区分	支給額	摘要
確定拠出年金 事業経理事業会計	役 員	17,700,630	常勤役員
	職 員	161,243,526	
	計	178,944,156	

※ 給与費は、役職員に支給した給与・諸手当の合計としている。

(参考) 令和3年度決算 収入支出実績

【確定拠出年金事業経理・事業会計】



科 目	予 算 額	実 績 額
(収入)	円	円
手数料収入		
手数料収入	3,857,917,000	4,351,346,508
借入金		
長期借入金	1,258,400,000	1,258,400,000
雑収入		
受取利息等	0	56,545,599
前年度よりの繰入金		
前年度よりの繰入金	468,483,000	0
剰余金受入金		
剰余金受入金	0	0
収 入 合 計	5,584,800,000	5,666,292,107
(支出)		
事業事務費	2,419,738,000	2,177,459,484
役職員給与	113,568,000	93,919,779
役職員諸手当	118,468,000	94,243,110
人件費計	232,036,000	188,162,889
旅費	1,377,000	0
事業諸費	2,186,325,000	1,989,296,595
物件費計	2,187,702,000	1,989,296,595
策定委員会費		
策定委員会費	876,000	607,262
委託費		
業務委託費	1,163,588,000	1,351,687,573
基本金		
基本金へ繰入れ	1,854,099,000	1,737,579,184
雑支出		
雑支出	105,499,000	206,286,068
租税公課		
租税公課	41,000,000	1,822,000
支 出 合 計	5,584,800,000	5,475,441,571

【確定拠出年金事業経理・特定業務会計】

科 目	予 算 額	実 績 額
(収入)	円	円
納付金		
特定業務納付金	21,208,000,000	18,526,716,992
収 入 合 計	21,208,000,000	18,526,716,992
(支出)		
交付金		
特定業務交付金	1,000,000	0
支 出 合 計	1,000,000	0

令和4年7月15日

国民年金基金連合会
理事長 松下 睦 殿

監事 山崎 晃 
監事 長谷川 敬一 

監査報告書

国民年金法第137条の13第4項及び国民年金基金連合会規約第26条第7項の規定に基づき、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）の令和3年事業年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の業務、業務報告書及び財務諸表等（各経理区分別の貸借対照表、損益計算書、及びこれらに関する注記情報、附属明細書、等の決算報告資料）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下にご報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、連合会の業務と損益及び財産の状況を調査いたしました。また、役職員等の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他連合会の適切な業務運営を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

当該事業年度に係る財務諸表等を検証するに当たっては、連合会がEY新日本有限責任監査法人（以下「会計監査人」という。）に会計監査を委嘱していることから、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、連合会の当該事業年度に係る業務、業務報告書及び財務諸表等の監査を実施いたしました。

II. 監査の結果

1. 業務報告書について

業務報告書は、連合会の当該事業年度事業計画に基づく業務執行の状況を正しく示しているものと認めます。

2. 内部統制システムの整備と運用について

連合会の業務処理は全体的に情報システム化が図られており、情報処理全般とその他業務の一部について外部委託が行われております。これら領域を含め、内部統制システムは、概ね良好に整備と運用がなされており、重要な不備はないものと認めます。

個人情報保護等、情報セキュリティーの確保については、行政の指導の下、求められている体制の整備と運用が適切に計画され、実施されているものと認めます。

3. 役員の法令遵守について

役員の職務の遂行に関し、不正行為又は法令等に違反する重大な事実はないものと認めます。

4. 財務諸表等について

会計監査人より、「すべての重要な点において関連の会計規程等に準拠している」旨の監査意見が表明されております。連合会の当該事業年度の財務諸表等は、適正に開示がなされているものと認めます。

以上

独立監査人の監査報告書

令和4年7月15日

国民年金基金連合会

理事長 松下 睦 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山下 康彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

浜田 陽介

監査意見

当監査法人は、国民年金基金連合会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの会計年度の全ての経理単位、すなわち、年金経理、事業経理給付確保会計、事業経理共同運用会計、事業経理財政調整会計、事業経理年金財政安定会計、業務経理、事業経理事業会計、確定拠出年金事業経理事業会計、確定拠出年金事業経理特定業務会計に係る財務諸表等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針、その他注記、附属明細書、責任準備金明細書（会計に関する部分に限る。）、給付確保準備金明細書、共同運用準備金明細書（会計に関する部分に限る。）、危険準備金明細書、支払備金明細書、未收受換金明細書、未取拠出金明細書、剰余金処分計算書及び費用差額処分計算書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、全ての重要な点において、注記事項「財務諸表作成の基礎」に記載された国民年金法、国民年金基金令、国民年金基金規則、確定拠出年金法、確定拠出年金法施行令、確定拠出年金法施行規則、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令、国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて、及び国民年金基金連合会財務及び会計規程（以下、「会計規程等」という。）に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、国民年金基金連合会から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－財務諸表等作成の基礎

注記事項「財務諸表作成の基礎」に記載されているとおり、財務諸表等は、厚生労働大臣に提出してその承認を受けるために、会計規程等の規則に準拠して作成されている。会計規程等においては、一部の事項について国民年金基金連合会特有の処理が採用されているため、上記以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、責任準備金明細書（会計に関する部分を除く。）及び共同運用準備金明細書（会計に関する部分を除く。）である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、注記事項「財務諸表作成の基礎」に記載された会計規程等に準拠して財務諸表等を作成することであり、また財務諸表等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続企業的前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事者の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続企業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表等の表示及び注記事項が、注記事項「財務諸表作成の基礎」に記載された会計規程等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

国民年金基金連合会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(参考)

確定拠出年金事業経理・事業会計「事業諸費」の内訳

(単位:千円)

内訳	2年度決算	3年度決算	増▲減額	備考	(参考) 3年度予算
1 印刷製本費	31,019	25,816	▲ 5,203	加入確認通知書、控除証明書等の製造 (納品サイクル変更による減)	45,671
2 通信運搬費	222,894	288,691	65,797	加入確認通知書、控除証明書等の郵送 (加入者増加による増)	288,524
3 掛金収納費	488,878	613,663	124,785	掛金口座振替手数料(加入者増加による増)	637,042
4 システム開発費	752,091	1,873,799	1,121,708	拠出システム開発等(システム開発の増) ※システム開発費には、繰入金を合わせて算出している。 詳細は、「システム(ソフトウェア)開発事項及び金額」 (19ページ)を参照	2,183,862
5 電算関係費	472,897	615,229	142,332	電算機借料、電算運用費(加入者等割合による按分 増)	476,035
6 借料損料	48,885	52,796	3,911	賃室料等	49,579
7 その他経費	198,196	256,882	58,686	社会保険料負担金、封入封緘、公式サイト、 他年金調査に関する業務 等	359,711
(再掲)広報関係費	15,659	14,559	▲ 1,100	公式サイトの改修等	57,567
事業諸費 計	2,214,860	3,726,876	1,512,016	繰入金の額は、令和2年度 692,644千円 令和3年度 1,737,579千円	4,040,424

確定拠出年金事業経理・事業会計「業務委託費」の内訳

(単位:千円)

内訳	2年度決算	3年度決算	増▲減額	備考	(参考) 3年度予算
1 事務処理センター	878,692	1,225,851	347,159	事務処理件数の増、運管コールセンター統合による増	1,048,862
2 コールセンター	118,063	89,402	▲ 28,660	運管コールセンターを事務処理センターに統合したことによる減、入札により委託業者を決定したことによる減	89,404
3 書類保管費	2,933	3,764	831		2,112
4 その他	44,082	32,670	▲ 11,412	他年金調査に関する業務を事業諸費(雑役務費等)に計上したことによる減	23,210
業務委託費 計	1,043,770	1,351,688	307,918		1,163,588

確定拠出年金事業経理・事業会計「広報経費」の内訳

(単位:千円)

内訳	2年度決算	3年度決算	増▲減額	備考	(参考) 3年度予算
1. 事業諸費	15,659	14,559	▲ 1,100		57,567
2. 業務委託費	19,283	32,670	13,387	若者向け動画の作成、法律改正に伴うアニメ等の改修による増	23,210
広報経費 計	34,942	47,229	12,287		80,777

確定拠出年金事業経理・事業会計「長期借入金」の返済費

(単位:千円)

内訳	2年度決算	3年度決算	増▲減額	備考	(参考) 3年度予算
雑支出 ・長期借入金の返済費	220,000	200,000	▲ 20,000		99,009

人件費及び現員

(単位:千円)

会計	令和2年度		令和3年度		(参考) 3年度予算
	金額	現員	金額	現員	
確定拠出年金事業経理事業会計	175,548	20名	188,163	22名	232,036

※ 現員は、令和3年3月31日及び令和4年3月31日現在の職員数。金額には、役員を含む。

システム(ソフトウェア)開発事項及び金額

		システム(ソフトウェア)開発事項及び金額(主なもの)				
		令和2年度		令和3年度		(参考) 3年度予算
確定拠出年金事業経理事業会計	資産	法改正(企業型確定拠出年金とiDeCoの掛金合算管理や、iDeCoの加入可能年齢の引上げ)の実施のための拠出システム開発(207,786) 電子化による拠出システム開発(219,384) 拠出システム改善(32,551) 特定運営システム更改等(174,371)	683,223	法改正(企業型確定拠出年金とiDeCoの掛金合算管理や、iDeCoの加入可能年齢の引上げ)の実施のための拠出システム開発(1,267,673) 電子化による拠出システム開発(220,264) 他年金システムの開発(73,508) 特定運営システム更改等(117,743)	1,737,060	1,854,099
	費用	運営管理機関接続テスト(36,190) システム開発インフラ(19,766)	68,868	運営管理機関接続テスト(77,880)	136,739	329,763
	計		752,091		1,873,799	2,183,862

注1:システム開発のうち、ソフトウェア利用により、将来の収益獲得や費用削減が実現できると認められるものは、「資産」として計上している。

注2:システム開発のうち、注1に該当しない要件分析等は、「費用」として計上している。

今後の収支見通し

(令和4年8月作成*)

* 令和4年2月作成の収支見通しから、R3年度長期借入返済のみ増額して再作成（下線は当該増額及びその影響箇所）。 (単位：百万円)

年度	総事業費	手数料収入	剰余金繰入金	長期借入金	長期借入返済	長期借入残高	
						平成28年改正分 ※1	令和2年改正分等 ※2
3年度	4,999	4,294	468	1,258	<u>200</u>	<u>1,119</u>	1,468
4年度	5,509	4,712	454	682	339	<u>780</u>	2,150
5年度	5,324	5,327	0	480	483	<u>297</u>	2,630
6年度	5,528	5,861	0	400	733	0	<u>2,595</u>
7年度	5,277	6,377	0	0	1,100	－	<u>1,495</u>
8年度	6,617	6,876	0	0	259	－	<u>1,236</u>
9年度	6,684	7,333	0	0	649	－	<u>587</u>
10年度	6,378	7,744	0	0	587	－	0

< 長期借入残高について >

※1 平成28年改正分の長期借入（平成28年度及び平成29年度に借入した合計16.60億円）については、令和3年度末の借入残高が11.19億円であり、令和6年度に返済が完了すると見込んでいる。

※2 令和2年改正分、デジタル改革対応分の長期借入（令和2年度・3年度に借入する14.68億円及び令和4年度～6年度に借入を見込んでいる15.62億円の合計30.30億円）については、令和6年度から返済を開始して、令和10年度に返済が完了すると見込んでいる。

< 長期借入返済について >

・令和4年度～9年度の各年度における長期借入返済については、当該年度における収入超過額（手数料収入+剰余金繰入金+長期借入金－総事業費）で見込んでいる。

< その他 >

・手数料については、新規加入時等手数料2,829円、新規自動移換時手数料1,048円及び掛金収納等手数料105円で見込んでいる。

・総事業費については、経常経費に加え、次期法律改正（5年毎）対応の経費（令和8年度10億・令和9年度5億円）も見込んでいる。

報告事項(1)

個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項 個人型年金規約第17条第2項に基づく報告

令和4年3月9日から令和4年8月3日までの個人型年金規約別表第1号 変更一覧

規約改正の施行日	登録番号	運営管理機関	規約改正の概要
令和4年4月1日	15	損保ジャパンDC証券	再委託先受付金融機関として常陽銀行、飯田信用金庫を追加
令和4年4月1日	33	信金中央金庫	再委託先受付金融機関として利根郡信用金庫、北群馬信用金庫を追加
令和4年4月1日	67	栃木銀行	再委託先受付金融機関である損保ジャパンDC証券への委託業務を追加
令和4年4月1日	71	みずほ銀行	再委託先受付金融機関について、13農協を追加、1農協を削除、8農協を統合して名称変更、1農協を住所変更
令和4年5月1日	15	損保ジャパンDC証券	再委託先受付金融機関として西中国信用金庫、枚方信用金庫を追加
令和4年7月1日	30	東京海上日動火災保険	再委託先受付金融機関である飯田信用金庫への再委託を解除
令和4年7月1日	33	信金中央金庫	再委託先受付金融機関として館山信用金庫、唐津信用金庫を追加

報告事項(2)

指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由 個人型年金規約第90条の2第4項に基づく報告

指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

運営管理機関登録番号	番号	運営管理機関名	提示を始める日	商品名	分類		選定理由	特定期間	猶予期間	
					種類	個人型年金規約第91条第1項の分類				
7	1	ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社	2019.10.1	三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型) (プラン名:J-PEGコース)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号又	国際証券コード JP90C00009X9	個人型年金の加入者等の属性は、金融商品への理解度には個人差があるものの、インフレ率を上回る運用収益へのニーズは高いものと思われることから、運用環境等によって損失を被る可能性があるものの、長期的にはリスクを抑えながら、安定的な収益の獲得が期待できると見込まれる商品を選定しました。 具体的には、内外の株式・公社債に投資する4つのマザーファンドの組入れを通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債に分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行う本商品を指定運用方法として選定いたしました。	3か月	2週間
	2		2022.7.1 (追加)	三井住友銀行確定拠出年金定期預金 (1年) (プラン名:J-PEG個人型(A))	預金又は貯 金の預入	第91条 第1項一 号イ	相手方 三井住友銀行 種類 定期預 金預入期間 1年	物価の上昇により資産価値が目減りする可能性がありますが、長期に安定した運用が可能で、元本保証かつ預金保険制度の対象であることから、当該商品を指定運用方法として選定しました。	3か月	2週間
61	1	株式会社 荘内銀行	2022.4.1 (新規)	荘内銀行確定拠出年金専用普通預金	預金又は 貯金の預入	第91条 第1項一 号イ	相手方 荘内銀行 種類 普通預金	当商品は、運用において元本を下回ることがありません。資産の名目価値を維持することを目的として指定運用方法に選定しました。	3か月	4週間
67	1	株式会社 栃木銀行	2022.4.1 (新規)	投資のソムリエ<DC年金>	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号又	国際証券コード JP90C0009SK3	加入者の年代や投資経験等に照らし、運用により見込まれる利益(リターン)、損失の可能性(リスク)、運用に係る手数料、および運用結果として拠出した掛金の合計額を上回る可能性等を総合的に考慮し、複数資産への分散投資を行うバランス型ファンドのなかで、変動リスクを一定内に抑え収益確保を目指す当該商品を選定した。	3か月	4週間
68	1	株式会社 みちのく銀行	2022.4.1 (新規)	みちのく銀行 自由金利型定期預金3年	預金又は 貯金の預入	第91条 第1項一 号イ	相手方 株式会社みちのく銀行 種類 定期預金 預入期間3年 (受付金融機関 みちのく銀行)	本商品は、物価上昇によって資産価値が目減りする可能性(インフレリスク)はありますが、預金保険制度の対象であり、安全性が高い元本確保型の商品であることを重視し、指定運用方法に選定しました。	3か月	4週間
157	1	株式会社 千葉興業 銀行	2022.4.1 (新規)	投資のソムリエ<DC年金> リスク抑制型 (アセットマネジメントOne)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号又	国際証券コード JP90C0000C9R3	当商品は、運用環境の変化に応じて、リスクを一定水準以下に保つように資産配分を調整する商品であり、リスクを低く抑えつつ、長期にわたって加入者の資産形成を図ることを目的として、指定運用方法に選定しました。	3か月	4週間

指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

運営管理機関登録番号	番号	運営管理機関名	提示を始める日	商品名	分類		選定理由	特定期間	猶予期間	
					種類	個人型年金規約第91条第1項の分類				
741	1	株式会社 三井住友銀行	2019.8.29	三井住友・資産最適化ファンド (安定重視型) (プラン名:みらいプロジェクトコース)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヌ	国際証券コード JP90C000FBN4	運用環境等によって損失を被る可能性があるものの、長期的にはリスクを抑えながら、安定的な収益の獲得が期待できると見込まれる商品を指定運用方法として選定した。	3か月	2週間
	2		2022.3.1 (追加)	ひとくふうターゲット・デット・ファンド 2035・2045・2055・2065 (プラン名:日興iDeCoコース)	有価証券の 売買	第91条 第1項三 号ヲ	国際証券コード JP90C000KP18 国際証券コード JP90C000KP26 国際証券コード JP90C000KP34 国際証券コード JP90C000KP42 (受付金融機関 SMBC日興証券)	本商品は、老後資産の形成を目的に、長期的に備える確定拠出年金制度の趣旨に適した商品であるため、本プランの指定運用方法として選定します。 ・ターゲットイヤー(目標年)に向けて自動的に目標リスクを変更していくファンドシリーズで、各ファンドのターゲット・デットまでの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逡減されるように設計されています。 なお、ターゲットイヤーは加入者の生年月日に応じて判定します。 ・また、市場のリスクが高まった局面では、株式への実質的な投資比率を引き下げることなどリスクを抑制することを基本とします。	3か月	2週間